

2026年3月31日

お客様各位

京都信用金庫

教育資金贈与信託の取次終了について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年度の税制改正大綱にて「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は適用期限を延長せず、2026年3月31日をもって終了することが公表されました。これに伴い、当金庫においても「教育資金贈与信託」の新規契約および追加信託の取次を終了いたしました。

なお、既にご契約いただいているお客様については引き続き、本非課税措置が適用されます。

今後ともお客様にご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、今後ともご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上